

者手帳など（介護認定を受け
ている方は、障害者控除対象
者認定書）

市役所の会場で 受けられない申告

次のア～キは市役所での申告
受付ができませんので、土浦税
務署で申告してください。

- ア 青色申告
- イ 震災による雑損控除の申告
- ウ 不動産・株式などの譲渡所得
の申告
- エ 工場株式などの配当所得、先
物取引に係る所得の申告
- オ 物損益通算のある申告
- カ 繰越控除のある申告

土浦税務署からのお知らせ

土浦税務署では、2月12日(火)
から3月15日(金)までの期間(土、
日、祝日を除く)、新治シヨッ
ピングセンター「さん・あぴお
(土浦市大畑1611) 2階」
で申告相談を行います。ただし、
2月24日、3月3日の日曜日は
実施。(納付相談および現金納付
の窓口業務は行いません)

キ 贈与税・消費税の申告
ただし、東日本大震災で被害
を受けた方の雑損控除について
は、事前に税務署で雑損控除計
算書の作成が済んでいる方のみ
相談可能です。

市役所の会場では…

市役所開庁時刻(午前8時30
分)ごろ、各会場(会議室)前
に「受付札」を用意します。受
付札を取って順番をお待ちく
ださい(会場へは午前8時30分
後にお越しください)。混雑が
予想されますので、なるべく日
程表のとおりお越しくださるよ
うご協力をお願いします。

公的年金などの受給者へ

平成23年以後の各年分におい
て、公的年金などの収入金額
の合計額が400万円以下であ
り、かつ、公的年金などに係る
雑所得以外の所得金額が20万円
以下である場合には、所得税の
確定申告は必要ありません。
※所得税の確定申告が必要ない
場合であっても、住民税の申告
が必要な場合があります。

申告相談は 2月13日(水)

生命保険料控除が変更になりました

平成24年1月1日以後に締結した保険契約などの
うち、介護保障または医療保障を内容とする保険料な
どについて「介護医療保険料控除」が設けられました。

所得税は、平成24年分の合計控除限度額が10万円
から12万円に拡充されました。なお、住民税の合計
控除限度額は、現行どおり7万円となります。

インターネットで

確定申告ができます

e-Taxなら確定申告会場に向くこと
なく、ご自宅のパソコンからインターネット
を利用して申告などができます。

メリットは？

- ① 平成24年分所得税の確定申告
を本人の電子署名と電子証明
書を付して、申告期間内にe
-Taxで行うと、所得税額
から最高3000円控除が受
けられます。
※平成19年分から平成24年分の
確定申告で1回のみ。
- ② 国税庁ホームページ「確定申
告等作成コーナー」は、24時
間利用でき、画面の案内に従
って金額などを入力すれば、
税額などが自動計算されます。
③ 医療費の領収書や源泉徴収票
などは、所定の内容を入力して
送信することにより、提出など
を省略することができます。
※領収書などは、確定申告期限
から3年間保管してください。
※住宅借入金など、特別控除の
ための添付書類(1年目)は省
略できません。
- ③ e-Taxで申告された還付
申告は、早期処理されるため、
還付が早く受けられます。

e-Taxを利用する

ための事前準備

- ① 電子証明書を取得する(手数
料あり・有効期限3年)
市役所市民窓口課で「住民
基本台帳カード」を取得し、
「公的個人認証サービス」に
基づく電子証明書の発行を受
けてください。
- ② ICカードリーダーライターの
購入
電子証明書の仕様に合った
ものを確認の上、家電量販店
などで購入してください。
- ③ 国税庁ホームページの「確定
申告書等作成コーナー」へ利
用開始の手続き、利用時間、
パソコンの環境、操作方法な
ど詳しい情報は、e-Tax
ホームページ([http://www.
e-tax.go.jp](http://www.e-tax.go.jp))をご覧ください。

問 e-Tax作成コーナ
ーヘルプデスク ☎0570-
015901